

## 第3号議案

### 令和6年度事業計画(案)

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月 31日

## 基本計画

### 今必要とされる社労士としての行動とは？

1月1日皆様もご体験されたと思いますが、大きな地震が発生しました。能登半島を震源とする北陸3県及び新潟県までも大きな被害を受けております。石川県会能登支部では会員には人的被害はなかったと聞いておりますが、事務所職員におかれましては数名の尊い人命が犠牲となっています。関係各位にはご冥福とお見舞いを申し上げます。富山県内でも人的被害については確認していませんが、氷見・高岡市内をはじめとして県内各地で相当の実害が発生しているようです。県会としましてはお見舞いや各地での相談会対応等対応に取り組んでおります。また連合会をはじめとする多くの県会等からの義捐金をいただき本当に感謝しております。この震災の余波はしばらく続くと思われまますので、多くの会員有志からのご協力をいただきながら対応を続けていかなければならないと考えております。県との災害時協定締結後初めての災害発生を受け、県から相談会開催時の協力要請を受けており、開催時には皆様からのご協力をお願いいたします。コロナが落ち着きを見せていたこの時期に更なる追い打ちともいえる状況が襲い掛かっておりますが、県会としましては未曾有のこの状況下でも国民の負託に堪えるべく諸処の事業を展開してまいりますので、改めてご協力をお願いいたします。

社労士業界は制度55周年を経過し昨今は第9次改正に向けて体制の整備や事業方針についても新たな方策等が示され始めております。デジタル化の波も激しく到来しており、登録・変更等につきましては本年10月スタート予定の会員マイページでの手続きをはじめとする各種手続き・報告・広報等のデジタル化が進んでおります。先に国際基準に則って策定された「全国社会保険労務士会連合会人権方針」に基づいた我々社労士が業務を通じて関与先企業に働きかけ、企業における人権尊重の取り組み推進を支援できる「ビジネスと人権」推進社労士（BHR推進社労士）を養成する事業が強力に進められており、これによる人権デューデリジェンスを都道府県会でも実施する事が掲げられています。年内11月には金沢の地で研修会が開催されますので、県内4名の社労士参加が義務付けられており、皆様からの登録をお願いいたします。新たな業務展開ともなりますが、昨今SDGsや労働CSR等の取り組みに加えたこの事業にもご協力をお願いいたします。

2024年問題が叫ばれています。医師・建設業・運輸業での時間外上限規制が他業種から遅れる事5年にしてようやく始まります。医療労務や働き方改革で多くの社労士が関与してきたこの分野もいよいよ大詰めとなっております。推進員として関与している会員はもとより、多くの会員諸氏がこれら業務に関与しておられると思っておりますので、仕上げの段階となっているこの業務にもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

今後の社労士会を考えて連合会が推進する受験生の若返り、登録者層の若返りが取り上げられていますが、県内大学に対する社労士業務の紹介を出前事業の開催等多少の活性化は始まっています。今後連合会内での登録者支援事業等についても提案していただければならないと考えており、弁護士司法修習制度等を参考に皆様と協議をして提言できる形を作っていきたいと思っております。またネット活用推進の中で、社労士診断認証制度の活用、SRPIIの推進を強力に進めてまいります。またこれまで抱えてきた特別基金について在り方について確認をし、有効な使い方と今後について検討いたします。

受託事業に関しては、県・労働局からの強力な依頼を受け、多くの会員の協力をいただき対処してきました。今後は県会受託について拡大はせず、絞り込んで、取り組み方について検討してまいります。

この1年もまだコロナ関係の制約が残るように感じていますので、皆様にはご協力・ご助力をいただきまして会務の運営を行ってまいりますので、品位を保持し、研鑽に努め、地位の確立にご協力をお願い致します。

## 重点事項

1. 各種研修の実施（地協との協調）
2. 受託事業の選択と実施
3. 社労士業務の周知促進、若年層社労士受験者の拡大
4. 相談機能の利用促進と充実
5. 社会貢献事業の推進
6. 県会組織の充実と関係団体との連携

### 1. 各種研修の実施

各種研修事業の充実を図り、必須研修会、業務研修会他、業務に関する必要事項についての周知も行います。業務遂行能力を高めるために、全国社会保険労務士会連合会 HP の研修システムによる e-ラーニングの活用を推進します。今年度も中部地域協議会での研修共有も推進します。全国各地協からのビデオ提供も始まりますので、情報共有をしっかりと行います。BHR推進社労士の養成と推進手法の検討（人権デューデリジェンスの実施等）を開始します。

### 2. 受託事業の選択と実施

社労士制度の社会への浸透を目的に、富山労働局、富山県及び日本年金機構等からの受託事業を引き続き実施します。時代のニーズ・社会貢献を考慮し、社労士の専門性を活かせる事業に取り組んでいきます。受託の仕方を検討し、会が受託しない方法での受注についても検討します。

### 3. 社労士業務の周知促進

無料相談会を実施し、対外的に社労士業務をアピールします。また会報、ホームページ、新聞広告等や受託事業を通じ、社労士及び社労士業務の周知を図ります。

社労士診断認証制度を活用して新たな業務領域開発を行います。システム保守の事件があった事からもSRPⅡを推進する事で情報管理体制をアピールする事も大切な事業だと認識して多くの会員参加を求めます。

### 4. 相談機能の利用促進と充実

「総合労働相談所」においては、「社労士会労働紛争解決センター富山」との連携を密にし、相談体制の充実及び相談員の育成に務め、資質の向上を図ります。新規開催場所についても人員配置等を考慮して検討していきます。

「年金相談センター」においては、社労士の専門性を活かした年金相談を充実させるため、センター主催の研修会を開催します。あわせて、病院での障害年金等に関する無料相談会を実施できるよう準備します。

## 5. 社会貢献事業の推進

一般社団法人社労士成年後見センター富山の活動周知等、必要な支援を行うとともに、会員増強等に協力します。富山県との災害時応援協定の中で土業として実現できる取り組みについて検討いたします。今後は他土業との協調開催なども土業懇話会等を利用して推進します。地協内部での他県との取り組みについても検討いたします。

## 6. 県会組織の充実と関係機関・関係団体との連携

事務局の業務効率化を図るとともに、電子化を推進させ、郵送・FAX送受信の削減を図ります。あわせて、Webサイトやメール等の特性を活かした会員への情報提供を行います。

財務体制は、収入支出のバランスの適正化を図ります。事務局移転等について検討しており、各種対策を行い基金創設等に対処していきます。

支部について、検討会が始まっており、今後の県会運営に寄与できる形の模索を行い、今年度中の取りまとめを検討いたします。

県会の事業実施にあたり、全国社会保険労務士会連合会との連携を密にします。富山労働局、富山県、日本年金機構、全国健康保険協会富山支部、他土業団体等との必要な情報交換を行い、相互の信頼と理解を深めていきます。

富山県社会保険労務士政治連盟との連携、富山SR経営労務センター、街角の年金相談センター富山、一般社団法人社労士成年後見センター富山との相互発展に資するため、協力関係を維持します。